

伊賀警察署協議会議事録

令和7年度第1回伊賀警察署協議会	
日 時 場 所	令和7年6月9日（月）午後2時～午後3時15分 伊賀警察署3階会議室
出 席 者	1 三重県公安委員会委員 1名 吉田すみ江委員 2 警察署協議会委員 7名 大井恵子委員、川口恵美子委員、神戸宏規委員、 竹島尚子委員、堤真人委員、西岡崇委員、堀川紘一郎委員 3 警察署 9名 署長、副署長、会計課長、警務官、生活安全課長、 地域課長、刑事課長、交通総務規制係長、警備課長
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
1 委嘱状の交付 2 公安委員会委員挨拶 3 警察署幹部及び警察署協議会委員自己紹介 4 警察署協議会会長、副会長の選出 警察署協議会委員の互選により、会長に竹島委員を選出した。会長が 川口委員を副会長に指名した。 5 通常点検視察 6 管内治安情勢（警察署長） (1) 刑事事件認知・検挙状況 (2) 特殊詐欺等認知状況 (3) 交通事故発生状況 7 協議内容 (1) 治安情勢について <委員> 特殊詐欺はどんな被害が多いのか。被害者の年齢層はどうか。 【生活安全課長】 還付金詐欺被害が多く、その手口は市役所職員を 名乗り、還付金があるためＡＴＭへ行ってほしいと誘導し、 言葉巧みに数字を入力させ現金を振り込ませるものである。 被害者の年齢は60代が多くを占めている。 <委員> 伊賀市は外国人住民が人口の7%を超えているが、外国人 による犯罪は多いか。 【刑事課長】 外国人が犯人かどうかにかかわらず、窃盗の認知件数 は多い。外国人の検挙数はすぐに示すことができないので、 後日回答させていただく。 (2) 警察署協議会委員からの事前質問に対する回答 ア 子供を犯罪から守る対策について <委員> 警察署と学校等との情報共有・連絡体制について教えてほ しい。	

【生活安全課長】 警察署と学校との不審者情報の共有については、政府の関係閣僚会議でとりまとめられた「登下校防犯プラン」に基づき、警察と学校が緊密に連携を図り、情報共有を行っている。具体的には、警察署と各学校は、それぞれに不審者情報等連絡担当者を置き、電話又は電子メールで情報共有を図っており、平日昼間だけでなく、夜間、休日及び祝日で緊急の連絡を要する場合でも対応できるよう備えている。共有した情報は、県警察が不審者情報等を提供しているツールである三重県警察防犯の絆ネットワーク、Ｙａｈｏｏ！防災速報アプリ等で情報発信している。

＜委員＞ 見守り活動の実施状況、学校・ＰＴＡ・ボランティアとの連携状況はどうか。

【生活安全課長】 「子ども安全・安心の店」を運用しており、子供が声掛けやつきまとい等を受け、危険を感じるなどして駆け込んできた場合の保護活動だけでなく、毎月３日以上、子供の登下校時間帯に合わせ、通学路において見守り活動を行っていただいている。管内で「子ども・安全安心の店」に認定された事業所は74か所あり、それ以外でも、伊賀地区少年警察協会員協議会、伊賀地区防犯協会等、多数のボランティア団体と連携している。

＜委員＞ 通学路におけるあり得ない事故が発生している。近隣の通学路でも道路が狭く、一歩間違えば危険な箇所もあるためパトロール強化をお願いする。

【交通総務規制係長】 交通部門でも交番や駐在所の勤務員と情報共有しながら指導取締り等を実施し、引き続き、通学時間帯を中心にパトロールを実施するなど、子供が関連する事故の抑止及び防止に向けた活動を推進をしていく。

イ 闇バイト対策について

＜委員＞ 闇バイト対策について教えてほしい。

【生活安全課長】 被害に遭いやすい高校生等に対し、定期的に、防犯講話を行っている。当署作成のＤＶＤを視聴してもらい、闇バイトの危険性やネットトラブル等をわかりやすく講話している。

ウ 米泥棒について

＜委員＞ 米泥棒は発生しているのか。

【生活安全課長】 令和７年中（４月末現在）、米の窃盗被害について確認したところ、数件発生している。今後も関係機関やボランティア団体と連携して、被害防止の広報啓発活動に努めていく。

エ 安全に自転車を乗車する方策について

＜委員＞ 車も自転車も安全に走れるいい方法がないのか知りたい。

【交通総務規制係長】 自動車と自転車が安全な間隔で通行するためには、道路管理者による道路の拡幅や自転車道等の設置が必要である。自動車の運転者には、道路環境や自転車の動静に十分注意した運転を心掛けること、自転車側には自転車安全利用五則等の安全な利用方法の遵守について周知を図るため、地域の交通安全教室や企業講話等を通じて啓発・注意喚起していく。

＜委員＞ 自転車の基本的な交通ルールについて教えてほしい。

【副署長】 自転車事故では、自転車側の約７割に安全不確認や指定

場所一時不停止等、何らかの交通違反が認められている。自転車利用者が負傷しやすい傾向があるので、事故防止や被害軽減のためにも、交通ルールを守って安全な利用を心掛け、事故に遭わないようにしてもらいたい。

基本的となるのは「自転車安全利用五則」で、

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

となるので、5つの点を守って安全な利用をお願いします。

＜委員＞ 令和6年の自転車に関する道路交通法の改正について教えてほしい。

【副署長】自転車による交通事故の増加に伴い、自転車の安全利用の促進、交通事故抑止を主な目的として、道路交通法の一部が改正されたもので、公布の日から2年以内での施行となる。

令和6年11月1日には、

- ・ 自転車乗車中に、スマホ等を手で保持しての通話行為や画面の注視、いわゆる運転中のながらスマホ
- ・ 自転車の酒気帯び運転及び幫助（酒類の提供や同乗自転車の提供）

に関するものが施行された。

このほか、

交通反則通告制度、いわゆる青切符による反則金の適用

について、令和8年4月1日からの施行が発表された。施行までに、様々な機会を捉えて、広く周知の徹底を図っていく。

オ 走行車線から追い越す車両について

＜委員＞ 名阪国道で、走行車線から追い抜く車は危険ではないか。

【交通総務規制係長】 走行車線からの追い抜きは、追い越しとは異なり、違反ではないが、安全な運転の観点から注意が必要である。急加速や車間距離の確保、バックミラーによる後方確認、周囲の状況をよく把握し、安全な追い抜きを心掛ける必要があり、高速隊とも連携しながら、指導が必要な車両を認めた場合、随時指導を行っていく。

(3) その他意見交換

ア 特定小型原動機付自転車について

＜委員＞ 銀座通りの歩道は広いが、やはり、特定小型原動機付自転車は車道を走るべきか。

【副署長】車道を通行しなければならない。ただし、特例特定小型原動機付自転車であれば、条件によっては歩道通行も可能となる場合がある。利用する機種等で通行できる条件も変わってくるので、よく確認してほしい。

イ ヘルメットの着用について

＜委員＞ 自転車乗車時に、ヘルメットは着用しなければならないのか。

【副署長】努力義務であるので、違反にはならないが、事故に遭った際、頭部を打つと致命傷となる。身を守るために着用してほしい。

8 次回開催について

9 三重県公安委員会委員講評

10 警察署長謝辞		
備	考	報道機関 1 社 1 名